

○基本方針を閣議決定

- 個人情報保護法の施行(平成17年4月1日)に向けて、同法第7条に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定(4月2日)。
- ただし、基本方針の性格は、各省共通に行うべき取り組み等について定めるものであり、個々の業界、事業者が具体的にどのような対応を行えばよいかについては、基本的な枠組みの提示にとどまっている。



○具体的なマニュアルの必要性

- 企業が対応を行う際の参考となるような、分かりやすいマニュアルの作成が必要。
 - 経済産業省では、当省の所管業種における個人情報保護法の適用をまとめた、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定。
- * ガイドラインの策定にあたっては、ガイドライン検討委員会(委員長・堀部政男 中央大学法科大学院教授)において、検討をいただいた。